

産業廃棄物処理施設設置許可証

令和 2年 4月28日

住 所 北海道旭川市住吉4条2丁目8番13号

氏 名 旭星クリーン株式会社
 代表取締役 茂田 貴範
 (法人にあっては名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第15条第1項の規定により、設置の許可を受けた

産業廃棄物処理施設であることを証する。

旭川市長 西川将人印



許可の年月日	令和 2年 4月28日	許可番号	旭環指指令第020015号
施設の種類及び処理する産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。）	施行令第7条第7号（廃プラスチック類の破碎施設） 施行令第7条第8号の2（木くずの破碎施設） 廃プラスチック類、木くず、紙くず、繊維くず		
設置場所	北海道旭川市東鷹栖東2条3丁目137番260、266		
処理能力	廃プラスチック類 24t／日（8時間）、3.0t／時間 木くず 25.2t／日（8時間）、3.15t／時間		
許可の条件	*****		
規則第11条第8項の規定による許可証の提出の有無	有 ● 無		
留意事項	1 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2 計画内容等に変更があった場合は当市に速やかに連絡し、指示を受け ること。 3 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。		

(日本工業規格 A列4番)